

# スノーボード技術検定規程

## 1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）定款第1章第4（1）項に基づき、スノーボードの普及等を図るためにスノーボード技術検定に必要な事項を定める。

## 2. 検 定 要 綱

検定は、ゴールド、セミゴールド、シルバー、セミシルバー、ブロンズ、セミブロンズの6種類とする。

(1) 会長から委嘱された公認校が実施する。

### (2) 検 定 員

会長から委嘱されたスノーボード技術検定員の資格を持つスノーボード・ステージⅡ、ⅢまたはⅣの有資格者。ただし、スノーボード・ステージⅢ有資格者はシルバーメダルまで、ステージⅡはブロンズメダルの検定が出来ることとする。

### (3) 受 検 資 格

イ. 受検者は、指導の過程を経ていることを原則とする。

ロ. 受検者は、希望する級を受検することができる。

### (4) 検 定 申 込

受検者は、氏名、年齢、性別、住所、既得級及び希望メダル等を所定の申込用紙に記入の上、開催学校長宛に申し込む。

### (5) 検 定 料

一律2,000円（消費税込）とし、検定申込時に納入する。

### (6) 合格者の手続

下記の認定料を納入なければ有効とならない。

ゴールド	2,500円	(消費税込)
セミゴールド	2,500円	( 〃 )
シルバー	2,000円	( 〃 )
セミシルバー	2,000円	( 〃 )
ブロンズ	1,500円	( 〃 )
セミブロンズ	1,500円	( 〃 )

### (7) 結果の報告

検定を実施した学校は、その結果を所定の報告書に記入の上、5月末日までに担当部長へ報告する。また、担当部長は報告を集計し、所定の報告書に記入の上、6月末日までに会長に報告する。

### 3. 検 定 基 準

#### (1) 検定種類と実施要綱と採点基準

種 目 等	種 類	ゴ ー ル ド*	セ ミ ゴ ー ル ド*	シ ル バ ー	セ ミ シ ル バ ー	ブ ロ ン ズ*	セ ミ ブ ロ ン ズ*
初歩的な連続ターン							○
スイッチ&フェイキーターン		○	○				
ロングターン			○	○	○	○	
総 合 滑 降		○	○	○			
ショートターン		○	○	○			
ミドルターン		○			○		
合格点 (100点満点として)		70点以上	60点以上	70点以上	60点以上	70点以上	60点以上
検 定 員	資 格	ステージⅣ		ステージⅢ・Ⅳ		ステージⅡ・Ⅲ・Ⅳ	
	人 数	1名以上					
滑降回数		各 1 回				2 回	
斜面の条件	幅	30m以上					
	長さ	150～200m			100m		
	斜度	20～30度の急斜面		10～20度の中斜面		4～10度の緩斜面	
	雪の状況	新雪、悪雪 含む不整地	ナチュラルパーン			整地	

#### (2) 採 点 方 法

- イ. ゴールドメダルの検定は、4種目をそれぞれ100点満点とし、70点以上を合格点とし、滑降は1回とする。
- ロ. セミゴールドメダルの検定は、4種目をそれぞれ100点満点とし、60点以上を合格点とし、滑降は1回とする。
- ハ. シルバーメダルの検定は、3種目をそれぞれ100点満点とし、70点以上を合格点とし、滑降は1回とする。
- ニ. セミシルバーメダルの検定は、2種目をそれぞれ100点満点とし、60点以上を合格点とし、滑降は1回とする。
- ホ. ブロンズメダルの検定は、2回滑ることができ、2回のうち1回が70点以上であれば合格とする。
- ヘ. セミブロンズメダルの検定は、2回滑ることができ、2回のうち1回が60点以上であれば合格とする。

#### (3) 実 施

- イ. 検定は、スノーボードの実技のみとする。
- ロ. 検定は、原則として申込種類に対してのみ行う。
- ハ. 検定は、各種別を実施する。ただし、必要に応じて適宜合併して実施することができる。
- ニ. 各級検定実施に際しては、1名以上の正会員の前走者を用意し各種目毎に前走を行うものとする。

#### 4. 実施要綱

##### (1) ゴールドメダル検定

###### イ. 斜面の条件

幅30m以上、長さ150～200m、斜度20～30度の急斜面

雪の状況 新雪、悪雪の斜面を含む不整地

###### ロ. 検定種目

スイッチ&フェイキーターン、総合滑降、ショートターン、ミドルターンを種目毎に1回ずつ滑ることを原則とする。

##### (2) セミゴールドメダル検定

###### イ. 斜面の条件

幅30m以上、長さ150～200m、斜度20～30度の急斜面

雪の状況 ナチュラルバーン

###### ロ. 検定種目

スイッチ&フェイキーターン、ロングターン、総合滑降、ショートターンを種目毎に1回ずつ滑ることを原則とする。

##### (3) シルバーメダル検定

###### イ. 斜面の条件

幅30m以上、長さ150～200m、斜度10～20度の中斜面

雪の状況 ナチュラルバーン

###### ロ. 検定種目

ロングターン、総合滑降、ショートターンを種目毎に1回ずつ滑ることを原則とする。

##### (4) セミシルバーメダル検定

###### イ. 斜面の条件

幅30m以上、長さ100m、斜度10～20度の中斜面

雪の状況 ナチュラルバーン

###### ロ. 検定種目

ロングターン、ミドルターンを種目毎に1回ずつ滑ることを原則とする。

##### (5) ブロンズメダル・セミブロンズメダル検定

###### イ. 斜面の条件

幅30m以上、長さ100 m、斜度4～10度の緩斜面

雪の状況 整地

###### ロ. 検定種目

ブロンズメダルは、ロングターンを2回滑ることを原則とする。

セミブロンズメダルは、初歩的な連続ターンを2回滑ることを原則とする。

## 5. 採点基準

### (1) ゴールド・セミゴールドメダル検定

#### ○ショートターン

- イ. 左右ターン弧のバランス及び弧の大きさが滑降状況に合っている。
- ロ. 斜面の変化に応じたボード操作及びスピードのコントロールができています。
- ハ. 安定したポジションでボード操作を行っている。
- ニ. ショートリズムで積極的なボード操作ができています。
- ホ. まるい弧で十分に回し込まれている。

#### ○ロングターン

- イ. 左右ターン弧のバランス及び弧の大きさが滑降状況に合っている。
- ロ. 斜面の変化に応じたボード操作及びスピードのコントロールができています。
- ハ. 安定したポジションでボード操作を行っている。
- ニ. 積極的なボード操作ができています。
- ホ. まるい弧で十分に回し込まれている。

#### ○総合滑降

- イ. マテリアルの特性を活かした滑りができています。
- ロ. ターンリズムを変化させた滑りができています。
- ハ. 斜面を利用し、スピードに乗った積極的な滑りができています。
- ニ. 安定したボディーバランスで滑っている。
- ホ. 斜面の変化に応じたボード操作及びスピードのコントロールができています。

#### ○スイッチ&フェイキーターン

- イ. 斜面上部を通常ターン、下部をフェイキーターンで滑走する。
- ロ. 安定したスイッチ操作を行っている。
- ハ. 斜面の変化に応じたボード操作及びスピードのコントロールができています。
- ニ. 安定したポジションでボード操作を行っている。
- ホ. 左右ターン弧のバランス及び弧の大きさが滑降状況に合っている。

### (2) シルバー・セミシルバーメダル検定

#### ○ショートターン

- イ. 左右ターン弧のバランス及び弧の大きさが滑降状況に合っている。
- ロ. 斜面の変化に応じたボード操作及びスピードのコントロールができています。
- ハ. 安定したポジションでボード操作を行っている。
- ニ. ショートリズムで積極的なボード操作ができています。

#### ○ロングターン

- イ. 左右ターン弧のバランス及び弧の大きさが滑降状況に合っている。
- ロ. 斜面の変化に応じたボード操作及びスピードのコントロールができています。
- ハ. 安定したポジションでボード操作を行っている。
- ニ. 積極的なボード操作ができています。

○総合滑降

- イ. マテリアルの特性を活かした滑りができている。
- ロ. ターンリズムを変化させた滑りができている。
- ハ. 斜面を利用し、スピードに乗った積極的な滑りができている。
- ニ. 安定したボディーバランスで滑っている。
- ホ. 斜面の変化に応じたボード操作及びスピードのコントロールができている。

○ミドルターン

- イ. 左右ターン弧のバランス及び弧の大きさが滑降状況に合っている。
- ロ. 斜面の変化に応じたボード操作及びスピードのコントロールができている。
- ハ. 安定したポジションでボード操作を行っている。
- ニ. 積極的なボード操作ができている。
- ホ. まるい弧で十分に回し込んだボード操作で滑っている。

(3) ブロンズ・セミブロンズメダル検定

○初歩の連続ターン

- イ. エッジの切り換えが行われている。
- ロ. 斜面の変化に応じたボード操作及びスピードのコントロールができている。
- ハ. 安定したポジションでボード操作を行っている。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。

附則 この規程は、平成25年10月 1日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年 3月24日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成29年10月 1日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成30年12月 1日から施行する。